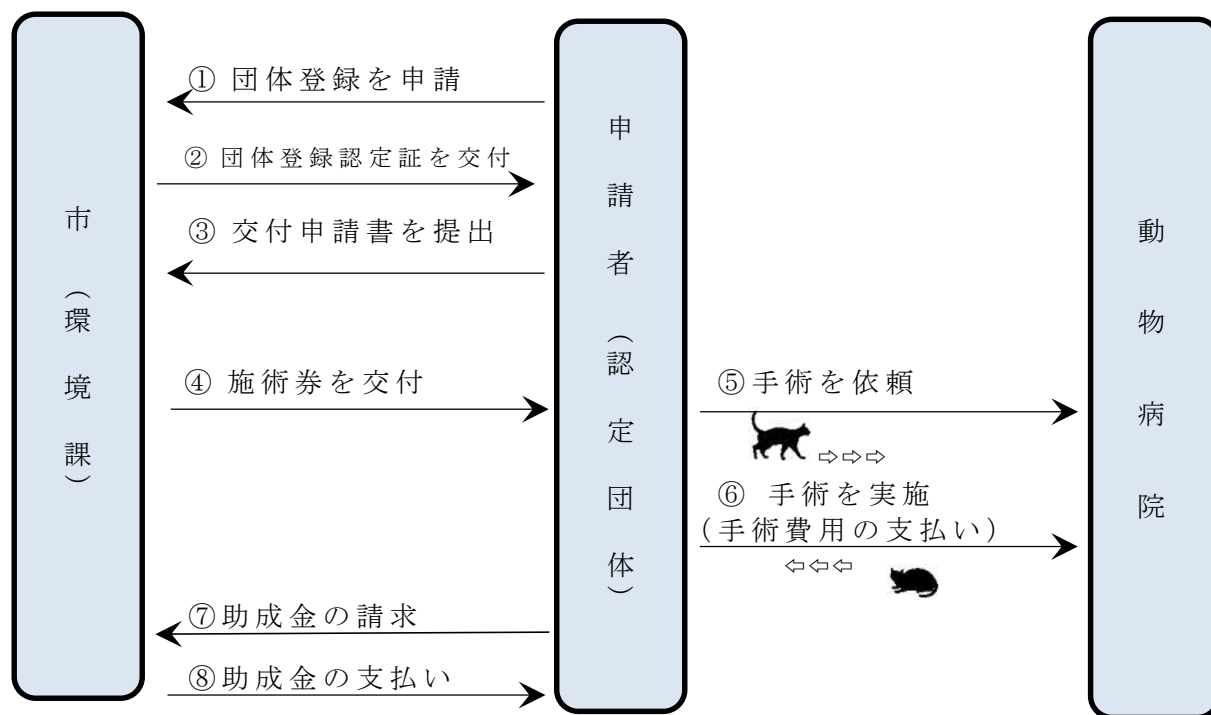


■ 手続の流れと注意事項



① 団体登録申請	提出書類	注意事項
	団体登録申請書（様式第1号）	
	構成員名簿（様式第2号）	
	住民票の写し（※）	構成員全員分、必要です。 3ヶ月以内に発行されたものに限りします。
	誓約書（様式第3号）	構成員全員分、必要です。
	活動区域図（様式第4号）	任意の様式でもかまいません。
	同意書（様式第5号）	活動区域の近接自治会長もしくは施設管理者、またはその両方の同意書が必要です。
	市税等の滞納がない証明書（※）	構成員全員分、必要です。 3ヶ月以内に発行されたものに限りします。

ア 団体登録申請は、毎年度必要です。

イ 申請団体の代表者氏名欄には、「代表」など、貴団体における役職も記載してください。（以下同じ）

ウ 団体の角印を使用する場合、印影が「〇〇代表者印」などになっていれば問題ありませんが、「〇〇会」など、団体の名称のみとなっている場合は、代表者の私印も必要です。（以下同じ）

エ 提出資料は、やむを得ない場合を除き、A4判の用紙で作成してください。また、修正液や修正テープは使用しないでください。（以下同じ）

オ ※の書類は、同意書[誓約書（様式第3号）下部欄]の記入があれば、省略することができます。

② 団体登録認定証及び身分証明書を交付します

③ 交付申請	提出書類	注意事項
	交付申請書（様式第9号）	交付申請額の訂正はできません。書き損じた場合は、再度作成をお願いします。 <u>団体登録申請書と同じ印鑑を押してください。</u>
	実施計画書（様式第10号）	無理のない実施可能な範囲内で計画してください。 事前に手術予定動物病院に確認し、内諾を得てください。

④ 助成金交付決定通知書及び施術券を交付します。

変更承認申請	提出書類（該当団体のみ）	注意事項
	変更承認申請書（様式第14号）	<u>団体登録申請書と同じ印鑑を押してください。</u>
	変更実施計画書（様式第10号）	交付申時書に添付した実施計画書を用いて作成し、変更に係る部分は2段書とし、変更前のものにかっこ書で上段に記載してください。

ア 助成金の増額変更はできません。

イ 助成金の減額が必要な場合は、できるだけ早めにご相談ください。

補助金変更交付決定通知書を交付します。

⑤ 動物病院へ、手術を依頼してください。

⑥ 手術後、動物病院へ手術費用を全額お支払いください。

⑦ 実績報告・助成金の請求	提出書類	注意事項
	実績報告書（様式第16号）	<u>団体登録申請書と同じ印鑑を押してください。</u>
	当該猫の写真	手術前・手術後の写真を提出してください。
	施術券	動物病院に診療施設記入欄を記入していただきます。
	手術費用の領収書の写し	宛名は必ず記入してください。
	請求書（様式第18号）	<u>団体登録申請書と同じ印鑑を押してください。</u> 振込口座の名義人が申請団体と異なる場合は、委任状も必要です。なお、 <u>団体代表者の個人口座への入金</u> は不可です。
	通帳の写し ※市に口座登録がない場合	口座名義人がカタカナで表記してあるページをコピーしてください。

ア 実績報告の書類は、手術終了後1ヶ月以内に提出してください。

イ 助成額を減額する場合は、先に変更承認申請を行ってください。

⑧ 助成金交付確定通知書を交付し、助成金をお支払いします。